

令和 8 年

議会運営委員会記録

令和 8 年 4 月 2 1 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和8年4月21日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午後 0時02分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	伊 藤 妙 子 議員
委 員	内 田 あ や 議員	委 員	菅 原 満 議員
委 員	鎌 田 泰 春 議員	議 長	小 嶋 智 子 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員
委 員 外 議 員	吉 田 活 世 議員	委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	金 井 宏 之
議事課長補佐	大 沢 明 子	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について

- ・「和光市議会議員政治倫理条例の見直し」について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長及び松永靖恵委員外議員、吉田活世委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

配付の資料につきましては、4月9日の議会運営委員会後、内田委員により論点を追加し、資料を更新していただいたものです。

それでは、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、案件は、項目31番、和光市議会議員政治倫理条例の見直しについてです。

4月9日の議会運営委員会で、和光市議会議員政治倫理条例の第6条まで協議しましたので、本日は第7条から協議のほどよろしく願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、公明党、新しい風・希望、出していただきましてありがとうございます。

第7条の市民による調査請求権についてですが、選挙権を有する者の人数を50人に減らすかどうかというところが一つの論点かと思いますが、今回、公明党がこの50人とした理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 まず、この現状として100分の1以上というところが、緑風会も指摘されていましたが、かなりハードルが高過ぎるということで、このような第3条の規定に違反する疑いがあると市民が認めたときは、まず、被害者保護の観点から実務的に改善する必要があると考えたからであります。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、この第7条は、議員3人の同意というところ、また、市民の100分の1以上の連署というところで、和光市なら800の方が署名しないとけないということで、現状では実質的に市民が請求しにくい。また、議員3人の同意も政治的に困難だと思って、この見直しが必要だと考えました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

内田委員。

○内田あや委員 和光・まちづくり市民の会といたしましても、市民請求のハードルが高いところを挙げさせていただいております、100分の1を100人以上というところで御提案させていただいております。

こちらに関しては、議員3人以上のところは現状のままで問題ないかなと思っておりますが、議員3名の同意が得られない場合、市民が旗を振って集める人数に関して、800人というのはちょっと多いというところと、集めるのに相応に時間がかかってしまい、それによって事案が早く取り上げられないということを守るためには100人程度が適切ではないかと思ひ、100人と挙げさせていただきました。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今、内田委員のほうからも発言がありましたが、公明党としましても、迅速性の確保ということでも、その50人以上という連署にした理由であるんですけども、他党派が言われている100人以上という、そこは協議で、私たちも50人というところにとらわれているわけではなく、100人までならいいのではないかという、会派の中でも話をしております。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 公明党、新しい風・希望、具体的に文例を出していただいているかと思ひます。この人数以外の部分で、こういった背景、思ひがあつて出していただいた部分があれば、教えていただけたらと思ひます。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 まず、迅速性と、あと実務的ということで、電子署名も行うことができるというところが、今回、改正の必要があると考へたところなんですけれども、より迅速性ということで、できれば1週間以内ぐらいに請求できるというところが理想ではないかと思ひまして、電子署名、また、相談窓口も、そこを市民の方がすぐに相談できるような意味で、速やかに政治倫理審査会に付議しなければならないというふうに挙げたところであります。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 まず1点、選挙権を有する者50人以上の連署ということをして1点、公明党から提案していただき、ありがとうございます。

ただ、従来、市民となつていたんですけども、この市民の内容、定義が曖昧だつたということが1つあるのかなと思ひています。そういった点では、選挙権を有する者ということで、署名人がきちんと存在しているのかチェックできるということと、なおかつ、ほかの直接請求等を見ても、有権者、選挙権を有する者となつているということから、選挙権を有する者ということとでいいのではないかなと。

ただ、50人が妥当なのかどうかというのは、疑ひがあるということと請求できるということなので、その辺について、賛同者の人数というのはもう少し考へたほうがいいのかなと思ひております。

それから、電子署名というのも、これは今後あるのかもしれませんが、チェックとかそういったことが必要になってくるということが1点あるのかなと思います。

それから、選挙権を有する者の確認作業については、これは議会ではなくて選挙管理委員会が関係してくるので、そこでの調整というのも当然出てくると考えます。

ですので、その辺について、人数、それから電子署名についてはちょっとまだ要検討かなと考えており、有権者であるということの確認については、選挙管理委員会との調整を行う必要があるのかなということも考えております。

○吉田武司委員長 ほかにございますか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、私も、できる限り今のハードルよりも人数を低くして、請求しやすくするという観点に関しては賛成でございます。

1点、先ほど、市民か、選挙権を有する者かというところのお話もあったかと思うんですけども、実務的には、選挙権を有するというのは、和光市の選挙権を有するかどうかということと、そうすると、3か月以上住んでいるかどうかということ担保しなければいけないということも含めると、実務的に非常に複雑になるのかなということもあるので、和光市内の住所を有する者のほうが、市民の定義というものを分かりやすくするとしてはいいのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 市民をどういうふうに捉えるかというのをきちんと定義しておかないと、ゼロ歳から市民ですので、その辺をきちんと定義しておかないと。ただ、市民で署名があればということで、その署名については同一筆跡はカウントしないとか、何らかの形で担保しておかないと。また、年齢については把握できないということが出てくるのかなと。その辺についてはきちんと検討しておく必要があるのかなと考えます。

○吉田武司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになければ、第7条については提案会派でまたすり合わせ等を行っていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

それでは次に、第8条についてお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 審査会の設置については、きちんとこれは議長の下ではなくて議会として正式に置くということを手続的に決めておく必要があるというふうに考えます。というのは、その後の報酬の支払いとかそういったようなことを考えた場合に、議会としてきちんとオーソライズというか、設置するという方式で、議長から議会に設置を求めて、議会で議決して正式にス

ターゲットするということが手続的には望ましいのかなと考えます。

それから、審査会の委員については、これは学識法曹関係者で構成するということが必要なのかなと考えております。というのは、議員の中から選ぶとなると、申立てを受けた議員と同一会派は出られないとか、いろいろ考慮していった場合に、議員が入らず、事務的なことは事務局がやり、そして学識法曹、弁護士だとかそういう方で構成していただいて審査をしていただくというのが一番妥当なのかなと考えております。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 審査会について、独立性を強化することに視点を置きまして、審査会は、次に掲げる5人以内ということで、その5人ということについては、弁護士、学識経験者、それから公認会計士その他の専門的知識を有する者、そして、議員は1人以内と提案しております。3のところで、委員は、議長が議会の同意を得て任命する。また、4番として、委員の任期は2年、再任を妨げない。5番、委員は、審査の独立性を損なうおそれのある利害関係を有してはならない。という、この5点を提案しております。

独立性をとにかくしっかりと強化して、審査会については、議長の裁量も大きいと思いますけれども、以上の5点で挙げております。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 当会派といたしましては、皆様と同じでございまして、委員の中に学識経験者、外部の方を入れるという点を入れさせていただいております。この人数に関しては、非常に悩ましい部分ではあったんですが、弁護士等に委託をする場合は費用の関係も出てくるのかなと考えておまして、公明党のところで言いますと、任期を2年ということになると、その報酬を継続して支払い続けるのかとか、そういったところの論点が出てくるかなという点が気になりました。弁護士1人プラス有識者のようなところのイメージが現実的かなと考えまして、2名としております。

また、委員7名に関しましては、私自身が、この審査会が開かれた時期に議員をやっていないこともありまして、これまでの運営上、7人が適切だったかということに関しては、皆様から御意見をいただきたいと思っております。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 無所属の会・維新として最初のほうに出させていただいた資料のところで、改正の方向性として挙げさせていただいたんですけれども、規定案のイメージとして、客観性と専門性を担保するために条例を改正し、審査会を外部有識者で構成する形で行うことが考えられますとした後に、駒林氏の議員政治倫理条例の検討という論文においても、公正な運営を確保するため、政治倫理審査会は第三者のみで構成することが望ましいと提言されておまして、私としては、できればその形がよいのではないかなと思っております。できれば議員が入らない形がいいのではないかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 議員だけでやるとなると、そういう捉え方もあるのかなとは思いますが、やはりこのいわゆる倫理条例であるということを考えると、専門性が求められるということ、専門的に審査する必要があるし、申立てを受けた方の人権だとか審査する手続だとかを考えた場合には、私どもとしても、中立で、かつ、学識のある専門家にやっていただくということが必要なかなということで提案させていただいております。

かつ、これは案件が発生した際に、専門家の方に時間を取っていただいて、謝礼を支払うことを想定するのかなと。その辺の会計の手続だとか予算の取り方だとかありますけれども、その辺については検討していけばいいのかなと考えております。案件が発生した場合の謝礼、あるいは報酬で、その報酬の扱い方については、やはり法的に問題が生じないような予算の立て方しておくということも検討しておけばと考えます。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、この審査会について、第8条のところで、議員だけでやるというのは、やはり議員を身内でかばい合っというような雰囲気になってしまうので、やはり議員以外の方も入れて審査するのが望ましいと思っております。人数については、今後、皆さんと協議できればと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

次に、第8条の新設のところについて、協議をしていただければと思います。

これは第8条の中の新設ということですか。

〔「間に」という声あり〕

菅原委員。

○菅原満委員 これは審査会の手続で、審査会の設置ということで、審査会のその後、第9条、審査会の調査とありますけれども、それを審査会の設置の中で、審査会の審査の手続を定める。審査会の手続を別途定めて、審査会の審査手続というものを定めたらいかがですかという提案です。その中で、当然、申立てを受けた議員は、説明で出席するわけですし、その際の手続だとかを定めたほうがいいということです。

○吉田武司委員長 これは第11条のほうの提案でよろしいですか。それとも第9条のところの2番に当たるのか。

菅原委員。

○菅原満委員 権利保護というのは、要は、審査会を設置して、審査の手続、その次に審査会の調査というところがありますので、この中に読み込まれても結構です。要は、審査会を設置して、審査を行う上で、申立てを受けた議員に対する保護ということも考慮すべきではないかということ。それを第9条の審査会の設置の中で、名誉の保持ということで入れてあるということ。それを別立てにするかどうかというのは協議してもらってということ。要は、審査会の審査の中でということ。

現在の条例だと、申立てを受けた側に、名誉回復する手だてがないということがあるので、それについて検討してみたいかということです。

○吉田武司委員長 この提案の審査対象議員の権利保護について、1個、各項目に当てはまるようなところもあると思われます。第9条の2のところ、また、第11条のところ等にもあるのかなと思いますので、その中でこのことについての協議をしていただければと思いますけれども、ちょっと当てはまる場所が多々にこう飛んでいるのかなと思いますので、それでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにしていきたいと思います。ほかにございますか。

内田委員。

○内田あや委員 新しい風・希望がおっしゃっている対象議員の保護というところに関しては賛同いたします。ほかで打ち取れるのであれば、ほかに交ぜるということも一案ですが、今非常に分かりやすくまとめているかなと思うので、そこは独立するというのも一案かなと思っております。会派に持ち帰って、また次回以降検討できたらと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今御説明があった新しい風・希望のほうで、前回の委員会の際に、提案の試案ということで出されたものの中で順番立ててみますと、第10条として、市民による審査請求及び虚偽請求の禁止、それに続いて、その審査対象議員の権利保護という、第11条として新しく提案されているものが、分かりやすく別立てでこのように提案されているものについては、すっきりとした形ではないかと思いますが、会派に持ち帰って、私たちもこれについては協議したいと思います。

○吉田武司委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、この項目については、会派に持ち帰って一度協議していただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それでは、第9条の審査会の調査についてに入らせていただきます。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 こちらについては、原文のまま、おおむね内容的に変えているものではないと思うんですけども、この4つの点に整理しております。1番目に、審査会は、必要な調査を行う。2番目に、調査の経過及び結果について、理由を付して議長に報告しなければならない。3番目に、審査会の会議は、公表を原則とし、非公開とする場合はその理由を明らかにすること。4番目に、審査会は、議事録を作成し、非公開部分を除き公表しなければならない。ということで、おおむね原文を維持した形で提案させていただいております。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私は、第9条である現状の部分で、当該事案の存否の調査を行うというところが非常に重要な点かなと思っております、その前の市民による調査請求権のところ、新しい風・希望から、虚偽の事実に基づき前項の審査を請求してはならないという項目があったかと思えます。つまり、その現状の第9条であれば、それが虚偽であるかどうかというところも審査会の調査の中にも含めるとされておりますので、仮にそれが事実と判明しない場合でも請求できるという立てつけになっています。それを許すか許さないかというところが、今回の第9条のところ、重要な点かなと思っております。

私としては、市民が全てを事実かどうか判断することは非常に困難であると考えますので、当該事案の存否の調査を行うという前提の文章というのは必要性があるのではないかなと思っております。

また、そのほかで対象となるところとしては、期間の話です。例えば、何日以内に報告書をまとめなければならないとか、30日を限度として延長することができるとか、そういった期間に対する定めがあるかと思うんですけども、実質的な実務上のことを考えると、非常にこの日数というのは困難な日数かなと思っておりますので、この日数の定めについては、調査会の調査の内容によって異なるのかなと思っておりますので、延長することができるという記載であればいいんですけども、あえてそこに記載する必要性というのは、必ずここまで提出しなければならないというような規定であると非常に難しいのかなと思っております。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、調査会の調査権限が弱いというところで、第2条のところ、当該議員その他関係者に対し事情聴取することができるようになってはいるんですけども、ここをもう少し強化できればいいのかなと思っております。

また、第8条のところにも関係があるんですけども、秘密会というところの扱いがちょっと曖昧で、審査会が調査しにくくなるということもあるので、その辺も少し協議していければと思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 確かに審査の日程的なものは、まだ決まっていませんけれども、学識経験者などだと、日程調整だとか、審査を1回やって、持ち帰ってまた次というのがあるので、日程的なものは審査会のほうに委ねるというのは一つの考えかなと思っております。

それから、これはあくまで審査で、捜査ではないので、審査する場合、申立てを受けた議員が協力する必要があるわけですけども、それだけではなくて、やはり広く聞くということを行うということで、その辺については、審査の手続と、あと非公開についても、存否を考えると、果たして非公開部分を緩くしていいのかというのはちょっと難しいのではないかなと私ど

もは考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 こちらに関しましては、報告を行うまでの期限はめどとして定めたほうがいいのかと考えています。ただ、延長は、本当に事案によって異なるので、期限を定めるべきではないと考えております。

○吉田武司委員長 ここで、委員外議員から発言を求められていますので、委員長として発言を許可します。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 傍聴者としての意見ですけれども、この審査会は、委員がこの形で決まった場合、会長というものを置くんですか。というのは、その会をファシリテーター的に引っ張らないといけないので、会長はその委員会の中で決めるのか、もともとないのか、同一権限でやるのか。委員会の在り方というかその辺が、普通の市の委員会であれば最初の日には委員長なり会長を決めるんですけれども、そういうことはあるのかどうか。会長によって流れが大きく変わるので、それを今協議していただければと思います。

○吉田武司委員長 今のこの審査会の会長等を決めるというところで、審査会が議長から任命された後に、和光市議会議員政治倫理条例施行規程第4条に、和光市議会議員政治倫理審査会に会長及び副会長を置くというところで、会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定めるという規定がありますので、ここですることになっております。

また、今後、この和光市議会議員政治倫理条例を改定することによるんですけれども、この規程のほうも一緒に少し協議していかなければいけない部分が多々あります。

ほかにございませんか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 先ほど無所属の会・維新の鎌田委員のほうから、この当該事案の存否の調査を行いこの部分のところが重要という指摘で、それを許すかどうかという点があったと思うんですが、私も、その虚偽ということについては、前回の委員会のときに、ある程度そこを厳重にする必要があるというところを協議したと思うんですけれども、審査会の調査のところ、それを許すかどうかという点が、内容をここの中に入れる、触れるとすると、どういうふうな形が文面として考えられるか。そこについてもう少し詳しく御意見をいただければ協議が進めやすいんですけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、現状の文章のとおりで考えておりました。私も提案会派として、ここの部分は特に改正の必要性はなかったと考えておりましたので、あくまでも当該事案の存否の調査を行いというふうな形でもよいのかなと思っておりました。

あと、個別個別に、例えば日数の限度とか、そういったところも実際の運営としては柔軟に延長するという形で対応しておりましたので、前回、審査会をやったときには、実質的にこの

調査報告の日数とかは延長することになっていましたので、日付というのはそこまで大きな影響はないと思うんですけども、その延長の限度というところは吟味しなければいけないのかなと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今、この文章の現状のままということで分かりました。

あと、現状のほうでは、期限として当該調査を付託された日の翌日から起算して60日以内の調査結果の報告書となっているところ、この期間についても、ある程度延長も考えられるようにということで、ここの文章については、この一旦60日以内に調査結果の報告書というところについても、公明党の会派としましては、日数について触れない内容の文章になっているんですけども、この数字をこのように、現状のままの文章なのか、それとも、ここについてもある程度数字を出すということなのか。ほかの会派の皆さんはどうお考えでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 前回の調査結果報告書のところでは、どういった理由で延長するのかとか、そういったことが記載されておりましたので、請求者の方からすると、どういうところに話合いの論点があったりとか分かる内容にはなっていたので、あまりにも、その調査結果報告書が2年、3年とかかかってしまっていると、本当にそれは議論されているのかという疑いの部分も生じるかなと思いますので、ある程度の日数で調査結果報告書を出すということについては必要性があるのではないかなと思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 審査会の審査で、当然、申立者からも具体的に話を聞く必要性が出てくるのかなとも想定いたします。あともう一つは、申立て内容です。申立てを受けた議員の関係でいくと、個人情報保護条例だとか、そっちとの関係も審査会手続の中で検討を加えていく必要があるのかなとも考えますので、その辺を検討させていただければと思います。あと、日数のめどについても検討させていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今、菅原委員のほうから、日数について検討ということだったんですけども、前回、新しい風・希望が出された、試案の23ページのところに二重線が引いてあるんですが、ただし、やむを得ない理由があるときは30日を限度として延長することができる。これについても検討ということで考えていらっしゃるのでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 あまり延びてもということですけども、学識の方の日程と、あと審査内容ということでいけば、日にちを切る必要があるのか、切らないで審査会に委ねたほうがいいのかというのは、一応、めどとして日数は現状の条例等を踏まえてやりましたけれども、その辺については検討していく必要があるのかなと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 緑風会の、調査会の調査権限が弱いというところなんですけれども、具体的にこういうふうに改正したらいいのではないかというような、権限のところをもう少し教えてください。

○伊藤妙子委員 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員長 2のところの当該議員その他関係者に対して状況を事情聴取することができるというところで、これは関係者というところが、強制ができないとなっているのかなと思っていますので、協力を依頼するということのお願いだったのかなと記憶していて、そこをもう少しはっきりとしたほうがいいというところです。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 この部分について、調査を受けたくないとか、もしくはそういった事情とかもある中で、このできるという表現になっているのかなと思うんですけども、強制的にしてしまうと、先ほどもありましたように、どのような権限で、いわゆる警察の捜査と若干異なってくるのかなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょう。

○伊藤妙子委員 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員長 あと秘密会のところで、そこに踏み込めないというところがかなりあったのかなというふうにも思うので、そのところの権限というかをどうするかというところを考えなければいけないのかなというふうに思っています。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私としては、強制力というのはなかなかすごく難しいなと正直思っておりまして、唯一、これは、私はやりたいとは思っておらず、できればフリーにしたほうがいいのかと思うんですけども、例えば、それを調査しますと言ったけれども拒否したりとかそういった場合には、この方は調査を拒否されましたとかというふうに報告書のところで記載するという形で、ある程度の権限を強めることはできると思います。自分自身も行きたくない場合だったりとか、行かない権利というものもあるのかなと思いますので、そこはかなり慎重に議論しなければいけないのかなと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 私も鎌田委員とおおむね同じ意見です。また、ここに関しては、関係者の部分はやっぱり強制力を持つことは難しいと思いますが、議員に関しては、一定、調査の協力に応じる責務があるのかなと思っています。そこは、元で言いますと第12条で、後段の新しい風・希望が改定案を出してきて、こういったところで打ち取っていくというような検討していくことがスムーズかなと思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 議員が審査会を運営して、難しい点があったのかなと推測はしますが、もともとの条例が、運用するのに難しい条例だったということがあるのかなということと、あと、やはり条例で審査するこの審査会というのは、ある意味、いわゆる訴えの申立てがあって、それを受けて審査するというのでいくわけですので、やはり憲法上のことをまず第一に考えて、そこからどういうふうにつくっていくかということを考えていく必要があるのかなと。捜査機関ではないということと、刑事事件ではないということ、刑事事件云々ということだけではなくて、少なくともその辺の手續については慎重に考えていく必要があるのかなと考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私としては、この第9条においては、改正の必要性というのがそもそもすごく低いかなと思っておりまして、今、現状で出しているところについても、基本的には日数のところだったりとか、あとはそれを具体化してやっつけるところとか、あとは秘密会のところも、ほかのところでも委員会の秘密会の規定もあります。今いただいていることは、ほぼ全て現状の条例案で網羅されているところかなというふうに思いますので、ここについては改正の必要性は低いかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 私は同じ意見です。

○吉田武司委員長 この条例については、いま一度会派に持ち帰ってという話がありましたので、会派に持ち帰ってもう一度協議していただければと思います。

内田委員。

○内田あや委員 確認ですけれども、ここに関しては、提案会派のほうですり合わせは行わずにというのは。

○吉田武司委員長 いや、一緒に進めます。

○内田あや委員 ほかの項に関しては、提案している会派で改定の文案をつくって持ってくるというところで進めるというふうに前回決まったと記憶していますが、この項に関しては、それをやると手戻りになってしまう可能性もあると思うので、公明党と新しい風・希望のところのすり合わせは、私は不要かなと考えたんですけども、認識は合いますか。

〔「緑風会」という声あり〕

緑風会、あ、そうですね、3会派。

○吉田武司委員長 すり合わせは不要ということですか。

○内田あや委員 そこはちょっと伺いたいですけれども。

○吉田武司委員長 先ほど菅原委員のほうから、いま一度会派に持ち帰ってという発言があったので、そこも踏まえてすり合わせをしていきたいと思っておりますけれども。

内田委員。

○内田あや委員 重ねてで恐縮なんですけど、この改定の必要があるかについては、もちろん会

派に持ち帰って皆さん議論するとは思いますが、複数の会派が改定の案を出してきているものに関しては、1つの文案を一旦、次の議論のたたきとして持ってくるという進め方だと私は理解しているんですが、それをこの3会派で合わせて1回つくるということによろしいですか。

○吉田武司委員長 はい。

○内田あや委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉田武司委員長 第9条について、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。次に進みます。

第10条についてお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 ここに関しても、おおむね原文の維持ということではあるんですけども、現状の中にある公表について、具体的に明示することを提案しております。公表をしっかりとするということを明文化するという意味で、この3点を挙げております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 この条文自体はもう間違いなので、修正する必要があると考えます。かつ、公表するに当たって、一定程度、なかった場合、こういう申立てがありました、でも、ありませんでしたといった場合、そういう申立てを受けたということ自体が、やはり名誉の保護ということでどうなのかなと考えますので、公開する内容については、審査会のほうで、報告の中で付記してもらうのか、その辺については考えていく必要があるのかなと。条文そのものは直さないと考えていますので。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 少し認識合わせをさせていただきたいんですけども、この第10条に関して、請求内容の通知及び公表を話し合うべきなのか、例えば調査結果の公表というふうに捉えられている会派もあるかなと思うんですけども、私としては、あくまでも、この請求が行われたということを広く市民の皆さんに示すという意味合いで第10条があると理解しているんですけども、そこら辺の認識合わせをさせていただければと思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 これは読めば、請求内容を請求者に通知するというので、請求者になぜ請求内容を通知する必要があるのかが分からないということが1点と、前条第1項の報告書の提出を受けたということで、前段は報告書の扱い、ところが、後段、速やかに請求内容を請求者に通知ということで、これはどうしても平仄が合わないというか、非常に理解に苦しむ内容だと認識いたしますので、見直したほうがいいのではないかとということです。

それから、公表、あるいは公開に当たっては、審査会のほうで審査してもらって、きちんとした公表にすると。存否で、それは事実関係がなかったですねという場合、その申立てを受けた内容そのものまで公表して、あ、あの議員はこういう申立てを受けた議員だということを広

く知らしめていいのかどうかということも慎重に考える必要があるのではないかなと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 新しい風・希望のつくっていただいた文案におおむね賛同いたします。文章としてもまず成り立っていないところだと思いますので、改定が必要と考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、その請求内容を請求者に通知しというところは、確かにこれは、内容として何を目的にこの請求者に請求内容を通知するのかが少し分かりかねるところではあるんですけども、あくまでこの目的というのは、この請求が行われましたということを広く市民に通知することが目的なのかなと思っておりまして、基本的には、請求内容を公表するという趣旨の文章でいいのではないかなと思っております。

先ほどの例えば違反の事実が認められなかった場合においてはというようなこともあるかと思うんですけども、私はそこを審査するのが審査会だと思っておりまして、そこは基本的には、今、請求内容を通知する段階では、事実かどうかという判断はつかないはずだと思います。あくまでもこの内容としては、請求内容を市民に通知する、公表するというところに限ったほうがいいのではないかなと思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 これは請求者に通知する、市民に通知とは書いていないので。だから、一番最初に、請求する申立者がいて、それを確認して、審査会でしかるべき手続を取って審査をして、報告が、名目上、議長宛てに来ます。その後の扱いについてが、本来、決められる場所かなと思うんですけども、でも、ここでは、請求内容の通知及び公表ということで、請求内容そのものを請求者に通知し、これを公表となると、これから存否を確認する事項を公表してしまうことが本当に適正なのかどうかということを考えると、この第10条で言っているのは、前条第1項の報告書の提出を受けたときは、報告書を受けた後に請求内容を請求者に通知するというの意味が、何回も言うようですけども、理解できない。報告書を受けて、報告を公表するかどうかということがここに書かれていればですが。請求内容を請求者に通知して、私が請求した内容と間違っていないと請求者が確認するための通知なのか。この条文であれば、請求内容を公表なので、これでいくと、報告書を受けたというだけで、報告書は一切表には出ないということになるわけですね。だからその辺を審査会の調査とこの請求内容の通知及び公表について絡めて、もう一度きちんと整理して考えないと進まないのではないのでしょうか。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今、新しい風・希望の菅原委員からあったものは大事な部分だと思いますので、確認しますと、試案で出された23ページに、第13条にまとめられたものが、今言われた内容にまさに整理されていると思います。議長は、審査会から報告書の提出を受けたときに、速やかにその要旨を請求者及び審査対象議員に通知しなければならない。議長は、審査の結果、

違反の事実が認められた場合に限り、その要旨を公表するものとする。審査の結果、違反の事実が認められなかった場合において、議長は原則として公表を行わない。ただし、既に事案が社会的に広く知れ渡っている場合、または当該議員から公表の申出があった場合に限り、名誉回復に必要な範囲で、違反がなかった旨を公表するものとする明記されている。この内容ということでよろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 要は、公表するとしたらこういうことかなということで、用語の使い方で、違反の事実というのが合っているのか、あるいは倫理基準に抵触するものがありましたという書き方にするのかですけれども、ここでは取りあえず、違反という用語を使っています。公表するとしたらこういうことが考えられるのではないのでしょうかということで、あくまで素案というか検討材料で出させていただいたということです。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 分かりました。公明党会派としましては、調査結果の公表の強化ということだけで論点をまとめたものなんですけれども、ここは大きくポイントになってくると思います。この違反がなかった旨を公表するのは、当該議員からの公表の申出があった場合に限るところが明文化されているので、私たち会派としましては、この申出に限らず、いずれにしても、審査をしたということ自体を公表するというふうに、間違っていたなら間違っていた、そのことを全て公表するというところが大きく違いますので、ここについてはもう少し深く他会派の方の意見も含めて協議を進めた上で、会派に持ち帰れればと思っております。ほかの議論もちょっとここについてはいま一度考えてみたいと思いますので、ほかの会派の方の意見もいただければと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど私も認識のすり合わせのところでちょっと誤った発言をしてしまったかもしれないですけれども、この最初の現状の文章がもしかしたら誤記なのかなという可能性もあると思うんですけれども、確かに菅原議員がおっしゃったように、議長は、前条第1項の報告書の提出を受けたときは速やかにその請求内容という、請求内容を請求者に通知しというのはやはりおかしいなと思いますので、報告内容というふうに読み替えて考えるべきなのかなと思います。

そうするのであれば、報告内容というものを、違反の事実が認められた場合にするのか、認められなかった場合においても公表するのかということの論点で話し合う必要があるのかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 第10条のところでお話しいただきありがとうございます。受けたときは速やかにその請求内容ということは、報告書をつくるに当たって、審査した請求内容を請求者に通知し、併せてこれをというの、これというのが、第1項の報告書なのか、請求者の請求内容な

のか明確ではなく、これは明確にする必要があります。あくまで条例なので、一用語一義でない、どうしても解釈できるような内容というのは絶対避けなくてはいけないことなので、やはりここは、内容の通知及び公表ではなくて、あくまで報告の公表。報告の公表をする際には、請求された内容というの併せて公表するというような形に、要は、請求があったからこういうことをやりました、結果はこうですということで公表するならば、ここはやはり前条の報告書を受けたときの公表の手順、手続を記載することが望ましいのではないかなということ。うちのほうは、審査結果の通知及び公表の制限というと、公表は前提としますけれども、やはりなかったことまで公表していいのかということになるので、その辺については慎重に扱いたいという条文だけを急ぎ作成したわけですが、その辺は御協議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 今のお話を伺いまして、私も、鎌田委員がおっしゃるとおり、ここはもしかしたらもともとは報告内容の通知及び公表というタイトルであり、本文の下線を引いている部分も、報告内容を請求者に通知しただったのではないかなと個人的には考えます。なぜなら、この条例が時系列で流れてきていると理解していて、審査が行われたものを公表する、報告書として上がってきたものの取扱いと捉えることも自然かなとは思いました。

ただ、その、実際どうだったかは分からないので、報告内容について公表をどう取り扱うべきかということと併せて、請求内容についてもどう取り扱うべきかというこの2つをそれぞれ考えていき、請求に関しては、多分、場所としてここにあることは違和感があるので、入れるとしたらもう少し前の請求の部分に入れていくということも検討すべきではないかと考えました。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派として、先ほど第9条の中に、審査会の調査の3番に、調査会の会議は公表を原則とし、非公開とする場合はその理由を明らかにしなければならないと挙げております。ですので、この現状で言うと、やはり菅原委員が言われたように、その報告書の提出を受けたときは、速やかにその請求内容を請求者に通知しという、本当にこれは明らかに文章が、報告書の提出を受けたときという意味がちよっと不明というか、そのときというのがどのタイミングなのか分かりにくいんですけども、審査会の会議自体は公表を公明党会派としましては勧めているということ、原則公表という、非公開とする場合はその理由を明らかにしなければならないという形で文章に触れているんですけども、この第9条と第10条とちよっと関連が出てくるのかなと、今お聞きしていて思いました。その公表のタイミングというのが、菅原委員のお話だと、審査を行った後にだけ、当該議員の公表の申出があった場合に限りというふうに、こう触れている中では、審査会をしているということは、公表はまずしないということにもなるんでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 その辺、どういう扱いをするか。要は、この条例に基づき申出がありましたので、審査会を設置して審査を行うこととしております。なお、審査会の結果については、報告書が出た際に結果を公表しますと。その内容については、慎重に検討して、ここで協議していただいて、どういう扱いにするかということです。

普通、陳情書が出て、陳情、結果、採択になりました、不採択になりましたという報告は、陳情者に報告は毎回しているわけですがけれども、陳情書そのものを陳情者に送るとするのはちょっと考えにくいので、やはりその辺を含めて、審査会の調査とその公表、結果の議会への報告、そして公表について、併せて慎重に協議していったほうがよろしいのではないのでしょうかということを申し上げています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 他市の事例を見ましても、ここに該当するようなことというものは、恐らく、報告、審査結果の通知及び公表という形で記載されている例が多いのかなと思います。なので、今回、請求内容というところについては、基本的には、少し前に戻って、第7条の市民による調査請求のところ、調査請求の通知の部分については盛り込む形で。盛り込むかどうかも考えなければいけないですが、そこに入れるかどうかという議論にしたほうがいいのかと思います。今回のその第10条については、審査結果の通知及び公表という形の記載が望ましいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 公明党の案で、第10条の関連で、公表は原則として5年間とあるんですがけれども、その申立てを受けた議員の任期の間とか、5年ということは、仮に議員を辞めたとしても残ってしまうということを考えると、その申立てを受けた議員の名誉だとか、そういった点についてどうなのかなと。この辺については1回でもウェブ上で公表すれば広がるので、実質的に残ってしまう。ただ、議会側で削除すれば、それ以降は見られないというのはあるんですが、その辺について検討する余地があるのかどうか教えていただければと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 ここは検討していきたいと思います。今、菅原委員が言われたように、任期4年ということと、この5年との関連性も含めて、持ち帰って検討したいと思います。

また1点、ちょっと先ほどのところに戻りますが、第9条のところ、この審査会をスタートしているということ自体を公表していくということについては、結果についてだけ公表することにとどめるのか、この3番に公明党として入れました、会議を公表するというところについて、何か意見があれば、お伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、ここにおける公表という言葉の意味合いについては、恐らく審査結果であったり請求の内容の公表であって、審査会の会議の公開とは違うと考えるべきかなと思います。

公明党が出している第9条の審査手続の3番のところで、審査会の会議はと書いてあるところだと思んですが、この会議は公開を原則とするというのは、公表ではなくて公開というところなのかなと思います。

先ほど私も申し上げましたが、請求内容については、市民の請求というところの調査請求のところで、第7条のところに含める形で、第10条に関しては、審査結果の報告、通知及び公表というふうにするのが適切かなと思っております。

○吉田武司委員長　ここで、委員外議員から発言を求められておりますので、委員長として許可します。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員　公明党が出されている公表は、市議会の掲示板及び市議会ウェブサイトにおいて行うものと、ちょっと具体的に書かれていて分かりやすいんですが、例えば、公表は市議会のホームページその他適切な方法により公表するものとする、と具体的に書いてしまうよりは、その時々適切に議長が判断をするという書き方がいいのかなと思いました。

また、審査の結果、違反の事実が認められなかった場合においては、原則として公表を行わないと書いているんですが、私としては、やはり議員の名誉というものを守るためにも、そこは違反がなかった場合でも、なかったというふうに公表していただけるのがいいのかなと感じました。

○吉田武司委員長　吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員　今回、まだ分かりませんが、ハラスメント等、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントも盛り込まれるかもしれないということで、公明党のこのウェブサイトにも上げるべきであるという案についてちょっとお聞きしたいです。妥当だとは思いますが、デジタルタトゥーという言葉もあるぐらいで、1回ネット上にアップするといろいろなところに転記されたり引用されていくと。事実があるかないかということで認識がずれてきた場合など、どのように考えていらっしゃいますか。

○吉田武司委員長　伊藤委員。

○伊藤妙子委員　当初、広く、よりスピーディーに、間違っていたか、間違っていなかったかということが知れ渡るという意味で、ウェブサイトというふうに提案したんですけれども、今、松永議員、吉田議員からの御意見もお聞きしまして、一方でそのようなマイナスの面もあるということを考えて、再度ここについては検討したいと考えます。

○吉田武司委員長　ほかになれば、今の意見を踏まえて提案会派ですり合わせをしていただき、また、ほかの会派については、会派に持ち帰って検討していただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、新設を残して、第10条についてはそのように決定しました。

休憩します。（午前10時54分　休憩）

再開します。（午前11時05分 再開）

続きまして、新設のところについて2件ありますので、2件についてお願いをいたします。

これは第12条、第13条と入っているんですけども、その点も説明いただければと思います。
伊藤委員。

○伊藤妙子委員 この第12条というところの場所は、現状で言うと、第12条は議員の協力義務となっていたかと思しますので、場所がもしかしたらちょっと適切ではなかったかもしれないんですが、この政治倫理の研修を議員がしっかりと理解、また認識して学んでいるというところが重要だと思いますので、この、受講しなければならない、また、議長がその実施状況も公表していくということを挙げさせていただきました。これは1つ新設していくことについて、皆さんからも意見をいただいて、またしっかりと検討していきたいと思えます。

また、次の第13条で、政治倫理制度の運用報告ということで、議長が、このしっかりと運用されているということを市民に公表し、市民においても、しっかりとこれについて議員が学んで、この政治倫理制度が運用されているという状況をしっかりと確認できることを目的として提案させていただきました。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 この学びを深めていくであったり、しっかりと報告していくというところは非常に大事なかなと思えます。

ただ、運用上、ここを条例という形で記してしまうのはちょっと重いというか、施行規則等があるのであればそちらにというのはあり得るかもしれませんが、条例としては、ここまでは載せる必要はないのかなと考えております。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 資料に関しての補足ですけども、公明党と新しい風・希望に関しては、それぞれの順番で組み直し、全体的な見直しをされているかと思しますので、もともと公明党が出してきていただいている第12条、第13条を参照する際に分かりやすいかなと思え、このまま載せているだけなので、現行の第12条、第13条に関連した内容という意味ではございません。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 研修の実施状況というのも、特段、条例で書き込むことではなく、基本的には、研修に努めるということで、議会の研修の中に入れ込んでいくということではないかなと。条例で書き込むと、ほかの研修等とのバランスをどうするのかと、これに基づく研修となると随分幅が広がるのか狭くなるのかちょっと見当が付きませんが、条例事項ではなくてよいと思えます。

公表しているところがありますけれども、毎年、ありません、ありませんということもあるので、公表するかどうか、審査会を開けば結果は公表するということになるので、この部分は条例で書き込まなくてもいいのではないかという気がいたします。今でも研修で、政務活動費の利用の仕方とか、その都度、和光市議会だけではなく議長会の研修等も行っているので、

その辺で対応していけばいいのかなと考えますが、御協議いただければと思います。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 その倫理研修というのを、この条例に入れるか入れないかというところなんですが、例えばこれは毎年1回以上とか回数とかを決めてしまうと、やれるときとなかなかやれないときとかがあるので、例えば書き方によっては、議会は、議員の政治倫理の確立及び向上を図るために、政治倫理に関する研修の機会を設けるというような、もし条例に入れるのであれば、ちょっとやんわりとした、回数とかを入れずにというのものもあるのかなと感じました。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに意見がございませんので、この2つについてはまた会派で協議していただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、第11条についてお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 現行では、なぜそれを規定にしたのか分からないんですけども、条例に落とし込んだので規定となっていて、条例本文中に、どうしても規則に落としたほうがいいものがあり、これに関しては規則で定めるものとするということを入れて、必要な事項は規則で定める、あるいは議長が定めるという形にしたほうがより明確になるのかなという気もいたします。条例本文中に逆に書き込んでしまうと、規則を弾力的にいじれないということが出てくることでもありますので、その辺は協議していく必要があるのかなと考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 このこちらの審査結果の部分については、原文だと、必要な措置を構ずるものとするとなっていて、どのような対応をすべきかというものが規定されていないと思います。

前回の審査会においては、この規定があったため、懲罰委員会等を開催させていただいて対応したというところがありますので、ここに規定をすると、懲罰委員会で規定されている懲罰の種類と食い違ってくる可能性があるので、この審査会のところでその懲罰に関する議論をするのか、それとも審査結果を踏まえて懲罰委員会を立ち上げるのかというところのプロセスについて議論が必要なのではないかなと思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としても、今、鎌田委員のおっしゃるとおり、必要な措置としか書かれていないので、ここを少し明確にしたほうがいいということで提案させていただきました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

内田委員。

○内田あや委員 当会派といたしましては、具体的な措置の内容については何らか明記する必

要があると考えまして、4点挙げさせていただきました。この内容が適切かも含めて、各会派から次回以降に御意見をいただけたらと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 当会派は、措置ということでちょっと詳しく書き込み過ぎた嫌いはあるということで、基本的には、審査会の報告を受けて、事案が確認できた場合、あったと確認できた場合については、地方自治法で定める内容に準じた措置について検討するものとする、検討することができるかということ、具体的に記載することなく、現状の条例に対して見直しを図っていく必要があるのかなと考えます。素案では書き込んでありますけれども、報告を受けた後は議会として委ねられて、必要な措置を行う。基本的には、懲罰だと4つあるということで、その辺について協議していけばいいのではないかなと考えます。一応提案しましたが、そういう内容でということ、協議していただければと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回、懲罰委員会で懲罰とかそういったものを決めるのか、それとも審査会のところで、その違反の程度によって次の措置を講ずることとするのかでは、主に違う点としては、懲罰委員会では、議員で構成される委員会になります。なので、その内容に応じて、審査結果に応じて懲罰するというようなところになるのかなと思っています。一方で審査会については、外部有識者も含めた方が懲罰を決定する、この違反に応じた措置をするとなるので、そこは少しその外部委員の方にとっても本当にそれがいいのかなと思うところがあるので、できれば私としては、基本的には、その審査会というのは違反事実の有無を審査する場にして、懲罰に関しては懲罰委員会を立ち上げる形のほうが、流れとしてはスムーズなのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 要は、報告を受けた結果を議会としてどう措置するかということで、かつ、議員の身分にも関わるので、地方自治法、あるいは会議規則にのっとった手続を行うということで、議会としては必要な措置を講ずることができるか、その辺についての書き方を考えればよいのかなと考えます。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私も、今、鎌田委員、菅原委員の話の流れをお聞きしておりまして、ここであまり細かいところまでの明文化をするよりは、あまり明文化しないで、今、菅原委員が言われたような形で、柔軟な対応に持っていけるように、しっかりとここについても、会派に持ち帰って検討したいと思いました。

菅原委員が今おっしゃったように、検討していただければと思います。

○吉田武司委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかにございませんので、また会派でも検討していただいて、提案会派ではすり合わせをし

ていただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、次に進みます。

第12条についてお願いいたします。

鎌田委員。

○**鎌田泰春委員** 協力義務に関して、大きな違いとしては、審査を正当な理由なく拒否した場合に報告書に記載するものとするという表現があるかどうかというところが、大きな違いかなと思います。この部分が、正当な理由というのが、どういう理由であれば正当であるかというところが、価値観が人によって大きくぶれてしまう可能性があるかなと思いますので、あくまでも、それが正当であるかどうかの判断をするときに、どういったものであれば出席しなければいけないのかというところを明記しなければならなくなるということもありますので、そこが今回のところとしては非常に難しいのではないかなと思います。基本的には、こういった解釈が人によって多分に分かれてしまう文言というものは避けるべきなのではないかなと思います。

○**吉田武司委員長** 内田委員。

○**内田あや委員** 趣旨としては、そこまで大きな違いはないと感じていますが、正当な理由なく拒否したケースに関しては、やはり報告書に記載するということは必要かなとも思いますので、私は、新しい風・希望の文案に賛同いたします。

○**吉田武司委員長** 鎌田委員。

○**鎌田泰春委員** 先ほどあったように、基本的に、その審査会を拒否したときには報告書に記載するものとするのであれば、理由のいかんにかかわらず記載するべきかなと思います。それが例えばどういう理由であったとしても、理由も含めてちゃんと記載する形ではないと、正当な理由なくこれを拒否したときという場合分けをしてしまうと、正当な理由というのは何かという疑念がずっとつきまどってしまうので、基本的には、拒否した場合には記載する、それに応じて、例えばどういう理由で欠席したのかというところについては記載する、そういうふうな形で対応するのが、公平性の担保とか透明性においてはいいのかなと思います。

○**吉田武司委員長** 菅原委員。

○**菅原満委員** 出席して誠実に説明をしてくださいと、出席しない場合は公表しますと。その場合、いや、そういう事実関係がないんだから、出て説明する必要があるとは到底感じられないという場合は、本人からの申出で、その事実関係がないという申出に基づき本人は出席しませんでしたというふうに報告書に書くと想定したらいいのでしょうか。

申立てを受けたほうは、名誉がかかっていると。出るにはやぶさかではないけれども、やっていないことを、あるいは事実関係がないことを聞かれても、ないとしか言いようがないと。とするならば、事実関係がない以上、出席して説明するものはございませんので、申し訳ございませんが審査会への出席は控えさせていただきますという扱いをどうするかということも想

定する必要があるのかなど。もし出席しませんでしたということで公表した場合、ないものを公表されてしまったということでのその後の扱い、あるいは、出席しなかったことをもって何らかの措置を行うのか。出席しなくてもいいのか、あるいはその申立てを受けた議員の協力は得られるであろうと、誠実に説明してくださいということなのか。基本的には、出席してきちんと説明するということが考えられますけれども、いろいろな場合分けで想定しておくということは、条例を書く以上、必要なことではないかなとも考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、趣旨として、新しい風・希望が出していた第15条に関しては、議員は、審査会の求めに応じて誠実に資料を提出し、または出席して説明しなければならないという、まず出席の義務を課しています。基本的には説明しなければならないんですけれども、正当な理由なくこれを拒否したときには、審査会はその旨を報告書に記載するものとするということで、その正当な理由が何かということが具体的にないところ、まず解釈が大きく分かれてしまう部分かなと思います。

また、審査会はその旨を報告書に記載すると書いておりますが、これは具体的に、出席しなかったということを記載するものなのか、どういう理由のものだったのかとかというところまで記載するのかとか、そういったところも解釈によって分かれるのかなと思いますので、やはり条例に書くところとしては、解釈がぶれないようにしたほうが望ましいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 どういうふうに書きますか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私は、基本的には、第12条について改正の必要性を感じてはおりません。ただ、調査権限において、不十分であるというような御意見もあったかと思えますし、前回の調査会でも、出席をしないという形を取れば事実拒否できたということもありますので、それは記載するという事は望ましいと思うんですけども、正当な理由なくということではなくて、あくまでも全ての実態に合わせて、理由がなかったとしても、基本的には、全て欠席した場合においてはその旨を報告書に記載するというふうな形が望ましいと思います。その場合においては、どういう理由で欠席したというところについても報告書に記載する形というものが、今、こういった提案文面が出てきたというところを踏まえて、そういった方法もあるかなと思います。ただ、私としては、基本的には、議員の協力義務に関しては改正の必要性は感じておりません。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 全体的なところですけども、改正が多くなればなるほど、やはりこの和光市議会議員政治倫理条例を改正するということのエンドが遅れていくというところはあるかなとは思っております。重ねてになりますが、ここに関しては、大きな変更は必要ないかなとは

思っているところでもあります。例えば、今、鎌田議員がおっしゃったような、正当な理由なくというような細かい文言のところに関しては、最後、弁護士などがこれをチェックされるという認識ですので、その際に御意見をいただくとかそういったところもやり方の一つではないかなと思いました。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 事務局に少しお伺いしたいんですけれども、最後、弁護士のチェックを入れるというのは、他の条例との整合性があるかとか、そういった点でチェックしていただくという理解でよろしいでしょうか。あくまでもこの条例に関しては、この議運で条例案をつくったものが、基本的には修正されずにそのまま弁護士の審査を受けて例規審査に向かうというような理解で合っているのかお伺いします。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 基本的には、この条例案をつくって、この条例案が法的に問題がないかというところを見ていただくもので、全体的な法律、いっぱいある法律の中でどうかという、そこまで委託契約の中でやれる範囲に入っているのかというのは、もちろん弁護士との交渉にはなってくるんですけれども、基本的には、この条例案が法的に問題ないかというものを確認していただいた上で、市のコンプライアンス担当のほうに回すというような感じにはなってくると思います。

○吉田武司委員長 ここで、委員外議員から発言を求められておりますので、委員長として許可します。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 正当な理由なくというところが、今お話しされているところかなと思いますが、これが運用されたとき、どのような立場に議員になるのかというところをいろいろな角度から考えていくと、私は、この一文というのはそれなりに意味があると今考えています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 この一文というのは、正当な理由ということが入っているということでもいいでしょうか。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 はい、おっしゃるとおりです。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 正当な理由なくという文言が入っていたほうがいいのかという御意見ということですか。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 はい、おっしゃるとおりです。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、難しいなと思うところは、正当な理由があれば欠席できるというふうには、裏を返せば読めるわけですね。例えばそれをやろうと思えば、繰り返し逃げ続けられると、悪用しようと思えばそうできてしまう条例にもなってしまうのかなと思いますので、その正当な理由というのが人によっても分かりますし、そういった意味で、条例案として解釈が多分に分かれてしまうのは非常に課題が残ってしまうのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 法律やこういった条例というのはいつもそうですけれども、やり方によっては確かに悪用できるというところが、どの法律を見てもそういったところというのはあると思います。今本当にそれをやられていると思います。ただ、だからといって、これを削ってしまえばいいかという、私は、そうは思いません。将来これが運用されたときに、どのような理由でこの議員が呼ばれるのかというのは、多角的に様々な例を考えたときに、この一文というのは価値があると感じています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 正当な理由というところで、想定される懸念点が出てくるということでいくなれば、従来どおり、審査対象議員の、出席しなければならぬと、出席してきちんと意見を述べてくださいということを担保するということかなと。基本的に、指摘されればそういうことではないと、出席して意見を述べるということ想定するというで、出席しなければならぬと。ただ、出席した場においては、いろいろと意見を述べることができるという形を取るといってもいいのかなという気がしますが、ちょっと検討させてください。

また、関係書類を提出しなければならないということですが、関係書類というものをどの範囲にするかとか、ちょっとその辺を詰めさせていただければと思います。

○吉田武司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、今の御意見を踏まえて、また各会派に持ち帰って検討していただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは次に、第13条についてお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 事務局に確認したいんですけども、現状、条例があつて、たしか規則ではなくて規程となっている、定めではなく規程のほうになっているんですけども、本来的には、条例、規則という書き方がいいのか、その辺をちょっと分かる範囲で教えていただければと思うんですが。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 今、菅原委員がおっしゃるとおり、これは規程になっております。規程ですと、やっぱり規則と違って内部的なものになってくると思いますので、これは市のコンプ

ライアンス担当に確認しないと確かなことは言えないものですから、確認をさせていただければと思います。

○吉田武司委員長 第13条についてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、事務局でまたコンプライアンス担当のほうに確認していただければと思いますので、お願いいたします。

続きまして、附則のところでは提案がありましたので、附則のところをよろしくお願いたします。

菅原委員。

○菅原満委員 現状は、第3項で、施行日前になされた議員の行為とあるんですが、守るべき内容が変わるといふか、そういう場合を想定すると、第3項をそのまま生かす必要もあるのかなとも考えますので、検討が必要なのかなと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 今回の菅原委員のところは、現行の第3項についても、引き続き残しておいたほうがいいのかという御意見ですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 内容が変わるので、残すということも想定されると。状況によっては、利益相反ハラスメントということも入ってくるかどうか、その条例の内容を基に判断する必要があるということですか。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派としましては、文章が現状だとちょっと分かりにくいということで、議員は、任期開始の日から30日以内とあるのは、この条例の施行日以後速やかにと読み替えて適用すると。ちょっと分かりにくいので、文章をこのように提案させていただいているんですけれども、もう少し足りないのかなのか、他会派の皆さんの意見や提案があれば、いただければと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 この条例が新しくできたということを前提に附則が書かれているということが1点。今回、条例を改正して、最終的にどういう扱いになるか、ハラスメントのことだとか、新しいことも入ってくるということを勘案して、第3項の扱いについては、入れなくてもいいということなのかとか、その辺について検討していただければということです。

当然、付随するもので、規則、あるいは規程についても見直してつくる必要が出てくるので、条例が変われば現状の規程も見直す必要が出てくるので、それも含めて扱いの検討、協議をしていただければと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 不勉強でちょっと教えていただきたいんですけども、新しい風・希望が、

公布の日から起算して3か月としているところについて、背景をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 それほど難しい背景はないですけども、各議員に徹底するということと、広く市民の方にも知っていただくということの意味合いなので、公布、即施行ということでも、その辺については特にこだわるものではないです。その辺は協議していただければと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回の条例案は、議決を採って最終的に条例案が採決されるということになると思うので、事前の準備について、議決の前からもう改正しますとするのが適切かなというところが、ちょっと疑問に思うところです。やはり議決を踏まえて、正式に変わるということが確定してから準備を行っていくというほうが、議会の議決を重んじるという意味ではいいのかなと思いました。

○吉田武司委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、提案会派でまたまとめていただき、また各会派でいま一度御協議いただければと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

続きまして、新設のハラスメントの禁止のところなんですけれども、ハラスメントに係る申出及び調査については、一番最初、第1条に盛り込むかとか、そういうところもあったのかなと思っているんですけども、そこで今後協議していくとなっていたかなとも思っているんですが、そのようなところでよろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 今回の和光市議会議員政治倫理条例の見直しと、新たに、ハラスメント条例も入れ込むと。その辺について、審査会のほうの依頼する内容等で、どう整理したらいいのかとかの意見がありました。他市の条例等を見ると、和光市議会議員政治倫理条例とハラスメントを分けて、和光市議会議員政治倫理条例の中で、ハラスメント条例に基づいてというところもあるのですが、入れ込むとまた先に延びてしまうということがあるとするならば、和光市議会議員政治倫理条例を早期につくって、ハラスメントに関しては、またハラスメント条例に基づいてという一文を和光市議会議員政治倫理条例の中に入れて、ハラスメント条例を策定するという検討方法でもいいのかなと前回の協議で考えましたので、その辺を御確認いただければと思います。

○吉田武司委員長 このハラスメントについては、たしか、第1条のところに盛り込むかということをお協議してくださいとなっていたのかなと思っていますので、そのところも踏まえてまたこの協議をしていただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 はい、その方向で問題ないかと私は思います。

加えてちょっと補足ですけれども、当会派もハラスメントに関しては、第3条の政治倫理基準に盛り込む形で提案させていただいておりました。お配りしている資料で言うと3ページです。ここがかなりボリュームが多く、各会派様々な御意見を出していただいているところなので、前回から更新しまして、現状と、各会派がどういった意見を出しているかというものを細分化させていただいております。前回の運営委員会のところでは、ここに関して一旦、ほぼ全会派が案を出してきているので、案をまとめますというふうにお伝えをしておりましたので、既に私のほうで改定案を作成させていただき載せました。ただ、今の議論で言いますと、ハラスメントに関しては別途ということなので、こちらは修正をさせていただきたいと思っております。

○吉田武司委員長 またこのことについても各会派で協議してもらおうということになっていたと思いますので、その後に修正をしていただこうと思います。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど、別途、ハラスメントについて条例を設けるかどうかという話と、その設けるときには、和光市議会議員政治倫理条例に記載する、ハラスメントについてはハラスメントの条例に基づいて審査するというようなことを書くのかということもあったかと思うんですけども、今、現状で条例がない中で、そこの文言を入れることができるのかなとちょっと疑問だったんですけども、今のところは、あくまでも、ハラスメントに関して入れ込むのか入れないのかという議論と、あと、ハラスメント条例を別につくった場合に、この和光市議会議員政治倫理条例に文言として入れることができるのかというのは、また別途で話し合う必要があるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 書き込み方で、同時に並行でできればいいけれども、実際上難しいということであれば、先行して和光市議会議員政治倫理条例の見直しをやって、ハラスメント条例について策定するという方法もあるので、別途定めるというような形もなきにしもあらずですけども、やはりきちんとした条例本文があったほうがいいでしょうから、かつ、審査会の定めとか、関連するものも出てきますが、今回は急ぐということで、和光市議会議員政治倫理条例のみということで、その後も議員間討議を含めて協議するものがあるのかということであるならば、今回は見送って、新たな条例の策定に委ねるということでも結構です。

○吉田武司委員長 ハラスメントについては各会派でいま一度協議していただきたいということ伝えてありましたので、今の意見を踏まえて、いま一度協議していただければと思います。それでは、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、和光市議会議員政治倫理条例の見直しについては以上となります。よろしいでし

ようか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、また各党派にてまとめていただきたいと思います。

次に、次回の運営委員会等の日程を確認します。

今回は、5月8日金曜日午前9時30分から、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてとなります。

提案党派同士で、これまでに出示された意見を踏まえ、それぞれすり合わせをしていただき、まとめたものを、連休等が入りますので、事務局に5月13日、水曜日までにメールにて提出していただきたいと思います。事務局に全部集まりましたら、お手数ですが内田委員に全体をまとめていただきたいと思います。内田委員、よろしいでしょうか。

○内田あや委員 はい。

○吉田武司委員長 それでは、事務局は、データが全部集まりましたら内田委員に送付するようお願いいたします。

まとめていただいた資料を基に、5月21日に協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

その他、委員の皆様から何かございますか。

内田委員。

○内田あや委員 お手元に要望書を2枚お配りさせていただいております。こちらについて説明させていただきたいんですけども、委員長、よろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 はい、どうぞ。

○内田あや委員 2枚お配りしたもののうち、1点目が、広報委員会設置の検討に関する要望書、2点目が、委員会・分科会運営に関する要望書でございます。

今期の議会改革に関しては、当初、どの案件を行っていくかというところを議会運営委員会でも決定している中で、大変恐縮ですけれども、早くやるべきではないかという必要性について、当党派の意見をまとめさせていただいた要望書でございます。

細かい読み上げは省略させていただきますが、広報委員会に関しては、今回、議会報告会の運営等も踏まえて、やはり市民の方に議会がどういうことをやっているかということを広報していくことと、市民の皆さんから意見を聞いていく広聴、この強化が必要だということを実感しております。

他市議会でも、別紙で埼玉県内の委員会の構成をまとめたものをお配りしておりますが、41市議会中21市議会が、広報を担う委員会を設置しているという状況もございます。実際に委員会をつくっていくという案か、それともワーキンググループという形で、非公式の協議会で委員会のような動きをしている市議会もございますので、そういったソフトランディングしていくというような案もあるかと思っております。各党派の御意見を次回、もし可能であればお伺いでき

たらなと考えています。

2点目が、委員会・分科会運営に関する要望書についてです。

こちらは、当議会では、委員長報告、分科会長報告をそれぞれの委員会または本会議で読み上げる形式で行っていると思います。他市議会の状況をいろいろと確認すると、ここに関して、口頭の部分は例えば5分、10分でやっているところもあれば、30分弱で論点のみを説明する形で、別途書面を配付するというようなケースも多く見られています。

こういった状況を踏まえ、本市議会としても、委員長報告、分科会長報告のやり方というところには見直しの余地があると考え、要望書を提出させていただきました。各会派で持ち帰って御意見をいただければと思います。

○吉田武司委員長 それでは、和光・まちづくり市民の会から出されました2つの要望書については、各会派にて検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 3点、確認と報告があるんですけども、1点目、4月14日に全員協議会が開かれて、執行部のほうから開庁時間の変更ということが示されたんですが、その際、議会棟においても、9時から4時半というような案が示されておりました。

ただ、議員の皆様も、この開庁時間はちょっと短いのではないかとか、もうちょっと早く開けたほうがいいのではないかとか、そういう意見がございましたので、そこら辺を次回にでも協議していただければ、また執行部に事務局からお伝えはできるかなとは思っております。

また、それに付随して一般質問の受付の話とかもございまして、それも次回、ちょっと御協議いただければと思っております。

あと、3点目です。今、議会改革を進めていただいておりますけれども、一般質問の一問一答方式と現在の方式、それを選択制にできないかという話がございまして、こちらについては一応、今、総務部長のほうに話をして、執行部のほうで今協議、検討していただいているところです。執行部のほうで、どの程度、どういう負担が出てくるかとか、そこら辺も含めて協議していただいておりますので、その結果が出ましたらまた皆様に御報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 今の1点目の開庁時間の変更についてのところは、事務局に各会派から要望とかを出したほうがよろしいんですか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 できれば次回のその他のところで、ちょっと皆さんに御協議いただいて、要望という形で事務局のほうから執行部に伝えたいと思います。

○吉田武司委員長 要望は5月8日のときで間に合うということですね。はい、分かりました。

それでは、次回、開庁時間等についてはまたそこで協議したいと思います。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0時02分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司